

## 学校給食用物資供給要綱

小樽市学校給食運営協議会

### (目的)

第1条 本要綱は、新鮮かつ良質な学校給食用物資（以下「物資」という。）を適正かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

### (業者の資格及び選定)

第2条 本会が発注する物資の見積り合わせ（以下「見積り合わせ」という。）に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、本会が指定する期日までに指名参加資格申請書（様式第1号）、事業内容届（様式第2号）及び使用印鑑届・口座振替届（様式第3号）に、必要に応じて検便結果書及び食品衛生監視票を添付の上、提出し、指名参加資格に関する審査を受けなければならない。

2 指名参加資格者（以下「指名業者」という。）は、前項の指名参加資格申請書等に基づき、物資選定委員会が審査し決定する。

3 前項の審査の結果は、指名参加資格審査結果通知書（様式第4号の1又は様式第4号の2）により申請者に通知する。

4 指名参加資格者の資格の有効期間は当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、その期間経過後も引き続き資格を得ようとする場合は、改めて第1項に定める申請手続を経て、指名参加資格に関する審査を受けなければならない。

5 物資選定委員会は、指名業者が、次の各号の一に該当すると認めた場合は、その事実があった日以後、期間を指定して指名参加資格を停止することができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物資の品質、規格、数量等について不正の行為をした者（1年以内）

(2) 見積り合わせにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者（1年以内）

(3) 契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者（6か月以内）

(4) 物資の検収に当たり、職員の職務の執行を妨げた者（6か月以内）

(5) 正当な理由がなくて契約した納期に遅延したり、契約を履行しなかった者、又は長期間見積り合わせに参加しなかった者（6か月以内）

(6) その他指名業者として不相当と認められた者（2年以内）

### (見積り依頼)

第3条 本会が購入する物資は、納品予定日時、納品予定数量等を明記した見積り依頼書により、指名業者に見積りを依頼し、見積り合わせにより決定するものとする。ただし、本会が特に指定する物資についてはこの限りでない。

- 2 前項による物資の見積り合わせに参加しようとする指名業者は、本会が指定する日時までに見積書を提出しなければならない。
- 3 なお、前項の指定日時までに見積書を提出しない指名業者は当該見積り合わせを辞退したものとみなす。

(発注、契約等)

第4条 物資の発注は、前条第1項により決定された指名業者に対して原則として1か月（青果物については半月）ごとに発注票を送付することにより行うものとする。この場合の発注品目は予定数量とし、変更の連絡がない場合は予定数量を確定数量とし、数量が変更となる場合は発注票によらずに変更できるものとする。

- 2 発注を受けた指名業者はその内容を確認し、物資供給請書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、供給契約の合計金額が50万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）については物資供給請書の提出を省略することができる。
- 3 物資の供給契約は前2項の手續完了をもって締結とする。
- 4 見積り合わせの結果、不採用となった指名業者には別途文書をもってその旨通知する。

(納品)

第5条 本会に物資を納品するに当たっては、特に次に定める事項について誠意をもって履行しなければならない。

- (1) 契約締結後の単価及び規格の変更は認められない。ただし、本会がやむを得ない事情があると認める場合は別に協議する。
- (2) 発注票に指定された日時・場所への納品を厳守し、職員の検収を受けなければならない。
- (3) 指名業者は、第2条による指名参加資格の選定においてあらかじめ納品方法を示し、変更がある場合は事前に本会の了承を得なければならない。

(食品衛生)

第6条 指名業者は、物資の取扱いについて常に衛生保持に努めるとともに、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 納品する食品は、適正な衛生管理の下に製造又は加工された良質、新鮮なものであること。
- (2) 食品の保管又は輸送については、その食品に適合した取扱いをすること。
- (3) 製造及び加工業者は、製造又は加工の直接従事者はもとより、輸送等の関係従事者についても定期健康診断を実施するとともに、毎月1回程度の検便（腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌及び赤痢菌）を行うよう努めること。

- (4) 食品の容器については、よく洗浄消毒した蓋付きのものを使用するとともに、輸送車両の清潔保持に努めること。
- (5) その他、食品衛生上の必要な教育及び管理に努めること。

(請求)

第7条 指名業者は、納品した物資について当該月分を取りまとめて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、翌月5日までに本会に提出しなければならない。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは順次これを繰り下げる。

- (1) 請求金額とその内容及び算出基礎
- (2) 内訳
- (3) 請求者の住所、氏名及び請求印
- (4) 物資の代金の振込先口座（金融機関名、口座名義人、預金の種目及び口座番号を明記すること。）

(支払)

第8条 物資の代金は、前条により提出された請求書の内容等を本会が確認の上、適正と認められる場合は、納品月の翌月末までに指定された口座へ振り込むものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて本会と指名業者において協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和60年2月1日から施行する。

平成11年4月1日一部改正

平成19年11月29日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正